

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号	105-0001
住所	東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス
名称	株式会社ソニー・放送メディア
代表者	代表取締役社長 宗方 謙

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
27	19行—23行	<p>(イ)「全国向け」放送のソフト事業者の数</p> <p>「全国向け放送」においては、「映像・音響・データといった放送の形態」「リアルタイム・ダウンロードといった放送の態様」「報道、スポーツ、音楽といった放送番組の内容」等が想定されており、こうした多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保しつつ行うためには、1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を割り当てることが求められる(注)。</p>	<p>「1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を割り当てる」とされている。その場合、CS放送のように多くの放送事業者が認定される制度と比較して、マルチメディア放送全体のサービス・コンテンツの種類・内容は認定されたソフト事業者が判断する比重が増加する。</p> <p>事業者の認定にあたっては、既に携帯端末向けにサービスが行われているようなものではない、多様で幅広い新規サービスを提供する事業者を優先すべきと考える。</p>
31	17行—25行	<p>(イ)マルチメディア放送の扱い</p> <p>マルチメディア放送は、希少性の高い地上放送の周波数を用いること等から、参入できる事業者が一定数に限られる一方、一定の社会的影響力を有することが考えられる。</p> <p>このため、マルチメディア放送についても、放送局に係る表現の自由享有基準を適用することが必要である。</p> <p>具体的な適用の在り方については、放送メディアの特性に応じた規律をしている現行制度を踏まえつつ、地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当である。</p>	<p>マルチメディア放送では、希少性の高い電波を利用するため、通信・放送が融合したより新しいサービスを構築していく必要がある。そのためには、既存事業者の適切な協力を得つつも、マルチメディア集中排除原則を維持し、様々な新規事業者が参入することにより、既存サービスに無い多様な新しいコンテンツ・サービスの開発が促進されていくべきと考える。</p>
37	14行—23行	<p>(ウ)ソフト事業者とハード事業者の間の規律</p> <p>マルチメディア放送については、前述のとおり、いわゆるハード・ソフト分離制度の活用を可能とすることが考えられるが、この場合、ハード事業者によるソフト事業者に対する役務の提供条件がソフト事業者間で不公平なものであると、ソフト事業者間の公正な競争が阻害され、利用者の利益を害することが懸念される。</p> <p>特に、マルチメディア放送は、「ハード・ソフト分離」におけるハード整備のインセンティブ確保のため、ハード事業者は一定の範囲でソフト事業者となれるようにすることが考えられるが、この場合には、ハード事業者であるソフト事業者については「ハード」と「ソフト」間の取引等が存在せず、こうした懸念は一層大きなものとなる。</p>	<p>ハード事業者が、まとまった周波数帯域幅を保有するソフト事業者となると、マルチメディア放送全体に対する影響力は相当に大きくなる。ハード事業者として、他のソフト事業者に対する公正な役務の提供を確保する措置を講ずることは賛成である。また、ソフト事業としても影響力が強化することが予測される。そのため、事業者の認定にあたっては、ソフト事業専業者以上に、できるだけ多様で幅広く、従来にないサービスを提供する事業者を優先すべきと考える。</p>